

令和2年第10回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年 9月 16日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 井上 建夫 | 2番 | 井町 哲 | 3番 | 村上 浩一 |
| 4番 | 縄田 善博 | 5番 | 倉増 知 | 6番 | 安部 好恵 |
| 7番 | 俵 薫 | 8番 | 中嶋 誠 | 9番 | 石田 健治郎 |
| 10番 | 萬代 泰生 | 11番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 前田 耕次 |
| 13番 | 伊藤 新司 | 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 岸 英法 |
| 17番 | 武藤 康志 | 18番 | 安富 法明 | 19番 | 山本 正二 |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 鮎川 幸彦 | 阿野 秀文 | 安永 彰 |
| 植山 淑子 | 岩山 澄男 | 山縣 正明 |
| 阿川 伸美 | | |
- 5 欠席農業委員 14番 中野 修
- 6 欠席推進委員 大石 洋典
- 7 事務局 事務局長 落合 浩志 主幹 中村 正寿 主事 小幡 和希

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>みなさん稲刈りが真っ最中でお忙しい中、本当、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは只今より令和 2 年第 10 回総会を開催いたします。本日の出席委員は 19 名中 18 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。参考までに本日の欠席委員 14 番、中野委員でございます。たぶん欠席の届かないんで、来られると思いますが、今日の朝聞くところによると、雨が降り始めるんで、稲刈りに行くということでございます。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名させていただきます。ご意義ございませんか。（「はい」の声）はい、ありがとうございます。それでは指名をいたします。1 番、井上委員。2 番、井町委員。よろしく願いいたします。</p> <p>それではちょっと議事に入る前にですね、みなさんのテーブルの上に置いてあります、人吉からの礼状等について、事務局の方より、最初にご説明とご報告をいたします。事務局よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、お手元の資料のですね、一番頭に今置いておりましたけど、人吉市農業委員会の●●会長からの「令和 2 年 7 月豪雨災害に伴うお見舞いについて」という御礼状が来ておりますのでご紹介しておきます。</p>
議長	<p>その次、やりましょう。それでは、2 番目にですね、県の常設審議委員会の議事の、議事ていいですか、処理の方法が大きく変更いたしましたので、30 a 以上の転用につきましては、常設審議委員会へ送ります。30 a 未満の場合は、余程のことがない限り、問題点が無い限り、本総会終了後にですね、後日に許可を出すこととなります。だから、30 a 越えれば、県の常設で審議されます。30 a 越えなければされません。それと、みなさんご存知と思いますが、1 h 以上になりましたら、これ大臣許可になりますので、またこれは、県の常設を通して、県を通して国の方へ、農水省の方に、ていうような正確に言えば中国農政事務所の方に、書類があがりますので、そこで審議をされて、許可が出ますのでこれはたぶん 1 年くらいかかる結果になるというふうに思っていて、今まではそうになっておりましたので、ご報告とみなさんへのこうなんですよということについてのアドバイスといいですか、来ております。</p>
議長	<p>それでは、議事に入りたいと思います。すみません。議事録署名委員を、やりますかね。</p> <p>議事に入ります。議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号 1, 2 につ</p>

事務局	<p>いて、事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>2件朗読。</p> <p>1件目。高齢となり耕作管理が困難となった譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たすと見込まれます。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障は無いものと考えます。以上の通り、農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。現在耕作している農地と隣接している申請地を、農業経営拡大のため買い受けるものです。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、後程説明します、報告第2号により、自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号から第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました、委員の報告をお願いします。</p>
16番	<p>16番、岸でございます。9月8日の日、現地調査をして参りました。、本来でしたら9月7日でしたが、台風10号の影響で1日延期しております。当日は馬屋原委員、それから会長、それから事務局、落合事務局長と小幡主事それから私、5人で現地調査をしております。後程、これ以降はですね、誰が行くかと言う事については全て省略、馬屋原委員が説明する場合も全部省略いたしますので、当日出席者は5名ということで、よろしく願いいたします。それで、資料の1番目でございます。当日は全部耕作要件の調査をしております。全部耕作のところを見たのはですね、場所は、ここにある●●●●が見えます。ちょうど真ん中辺り、それからプールで書いてあります。その丁度向かい側がですね、●●●●というお店のずっと先にですね●●●●が見えます。その近辺の●●●●さん所有の畑地をチェックいたしました。全てですね綺麗に耕作されておまして、全部耕作要件に支障は無いとこのように思います。ご審議の方、よろしく願いいたします。</p>
15番	<p>2番は、私の担当でございます。15番の馬屋原でございます。これは●●●●線ていいですか、●●●●の方で1番奥、●●●●の境目ぐらい、●●●●の所でございますけども、そこでこの●●●●さんの今度購入されるという土地がある近辺でございます。それで、</p>

	後から出てきますけれども、現況証明といっしょに見ました。話は後からしますけれども、その現地に行ってみましたところなら問題はなかったというふうに思いました。以上でございます。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、地元の推進委員より、何か補足説明ございましたらよろしくお願いします。
18番（推進委員）	1番について、山縣です。今、岸委員さんが言われたように別段問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。
7番	はい、2番の件なんですけど、推進委員の鮎川さんが遅れて来られるということで、私も●●さん、●●さんと同じ地域の人間なんで、代わって説明いたします。●●さんもまだお元気で非常にまじめな方で農地を取得されてもなんら問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは、採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。番号1、2を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	説明の前にすみません。議案説明案件位置図・分間図の参考資料なんですけど、この5条の資料番号が逆になっていまして、4ページから6ページが資料4番、番号2番の方の参考資料になります。7ページ、8ページ今資料4となっているものが資料3と番号1番●●●●の参考資料になります。申し訳ありません。 2件朗読。 1件目。申請者は美祢市に本店を置く建設業を営む法人です。申請地は、●●●●から南西へ550mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。●●●●地区水道統合整備事業送配水管布設工事に伴う資材置場を設置するものです。

	<p>この事案につきましては一時転用ですので、事業終了後に原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。この案件につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請者は美祢市に居住する団体職員です。申請地は、●●●●から北西へ400mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し、農家住宅1棟を建設するものです。この案件につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
15番	<p>それでは、番号1の方の説明をいたします。資料は7ページ、8ページ。場所は、●●●ていうのが●●●の川向うの方にありますけれども、それを道を隔てて向いの反対側にですね、この現地があります。説明にありましたように、水道工事の一時転用ということで、場所も歩道のへりていいですかバイパスの真横でなんら問題、周りを見てもですね、問題ないような状態でしたし、一時転用でございますので、また現状復帰されますので、問題ないというふうに見て帰りました。以上でございます。</p>
16番	<p>2番目の●●●●でございます。●●さんのところでございますが、資料4のところを見てもらって、ちょっと非常に見にくいんですが、場所的にはですね、●●から●●の方に抜けて行く●●●●号線を●●の方に真っすぐ登って行きます。●●というところの規格道路の●●の入口があるんですが、その手前のコンビニがある所を●●の方に向かって入って行くと●●●●というお寺があります。なかなか有名なお寺らしいんですけど、その●●さんへ入る入口の所にある土地でございます。ここは、前に●●●●の申請も既に完了しております、特に周りの環境から見てもですね、特に問題、転用しても問題ないと、水の関係も問題ない、ゆうことでございます。ご審議の方、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元推進委員さんより、何か補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
20番（推進委員）	<p>はい、●●●●の阿川と申します。番号1番ですけど、先程言われました馬屋原委員さんの報告通り、私の勤務先の真ん前なんで、毎日見えますけど、なんら問題はないと考えておりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、2番。</p>

15番（推進委員）	●●●●、農業委員の岩山といいます。当日、私用が出来、参加出来ませんでした。後日確認を行いました所、先程、岸委員が言われましたように、周辺の農地になんら影響が無いと考えます。ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございます。それでは、委員の皆さんより、何かご意見ございましたらお願ひいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは、採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通りに決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をいたします。 それと先程言いました、常設の方に廻さなくてもいいっていうのは、常設の方が30a以上3000㎡以上になったのと、もうひとつは美祢市が委譲を、委譲といいまして、本来県知事許可も県知事の権限を委譲を受けておりまして、この委譲により農業委員会の会長名で許可書が発行できるからでございます。その辺については、先程の説明にちょっと補足しておきます。 それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願ひいたします。
議長	ちょっと待ってね。 1番だけを最初にやりますので、●●委員退席をお願ひいたします。 それでは、事務局1番だけをまず、やってください。お願ひします。
事務局	1件朗読。 申請地は●●●●から北東に1.9kmの位置にある農用地区域内農地です。太陽光発電設備を設置するための農振除外です。 ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願ひいたします。

15番	15番、馬屋原です。これは、●●●●号線です。●●からですね●●方面に向かって行きましたら●●屋さんのある橋があると思うんですが、それから少し左カーブになっておりますけど、それを行ったところにですね、道の左側にですねこの農地があります。この●●さんの土地の単独、●●さんの土地だけしかありません。だからもしですね、太陽光に切り替えられてもですね何の問題はないと思います。以上でございます。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、地元の委員より補足説明ございましたら、お願いいたします。大石さんおらんの。
事務局	大石さん今日休みなんで、私は意見を預かっております。現地調査の当日参加いたしまして現地を調査したところ、別に問題ないということをお大石委員さんから預かっております。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、委員さんより何かありましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、1番につきまして採決に移りたいと思います。議案第3号の1番につきまして原案に対し、当番委員の報告による協議結果を意見と決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号の1につきましては協議結果を附して市長の方に送付いたします。●●委員入席をお願いします。それでは、引き続きまして2番、3番につきまして事務局より説明をお願いいたします。
事務局	2件朗読。 2件目。申請地は●●●●から北に1.3kmの位置にある農用地区域内農地です。コンビニエンスストアを設置するための農振除外です。 3件目。申請地は●●●●から北西に1.2kmの位置にある農用地区域内農地です。太陽光発電設備を設置するための農振除外です。 以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました、委員の報告をお願いします。
15番	<p>それでは、2番のコンビニエンスストアの関係ですが11ページにありますようにですね、現地は●●から●●方面に向かう丁度T字路になってます●●●●の真向かいにあります。そこで今、荒れてっていいですか雑地みたいになってる状況でございますが、その所にですねコンビニエンスストアを設置されるということで周りの水路もしっかりありますし、いろんな周りの水田をですね、耕作するにあたってはなんら問題はないというふうに思っておりますし、道の真辺りでございますので他になんら支障をきたすような事もなからうというふうに思います。</p> <p>それから、3番目でございますけども、これは●●●という場所なんですけども、これは●●の信号の交差点からですね、●●の向こうに向かって、●●●●が頂上にありますけども、それから右側の方にずっとカーブが切っていますけども、その直線の所の右側にですねこの現地がございます。●●●●の中でも入り口の方でございますけど、周りにはですね南側にですね、竹藪になっちよりまして、竹藪をさうとう、向こうの事でございますから、とやかくゆうことはございませませんが、竹藪が無いとちょっと太陽光に向かないなと言うような場所でございますけど、一応ですね、この業者の方はですね、今希望されてるからですね、今現在の状況からすると、太陽光にした方が余程、効率的な状況になるというふうに思いますのでなんら問題ないというふうに見て参りました。以上でございます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、地元推進委員より補足説明ございましたら、お願いいたします。
8番（推進委員）	はい、●●の阿野です。只今委員の報告の通りで、2番ですが、委員の報告の通り特にありません。以上になります。
議長	はい、3番。
13番（推進委員）	植山です。先日7日の予定だったんですけど、台風が来まして、8日の日に現地に行ってみまして、何ら問題はありませんでした。よろしくをお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。ちょっと私の方から補足しておきます。3番目につきましてはですね、何度か現況証明で出てきたんですが、その都度、きちんと5条やってくださいとまず農振除外からやってくださいと、確か2度か3度、そうゆうような指導

委員	<p>をしましたが、次に来られる方がまた同じような格好で出してくられるということで、やっとなら除外申請が出たという次第でございます。栗の木が埋まっておりますね、ちゃんと芽を出してる栗の木がぼこぼこっと混ざったり、現況証明で落とす訳にはいきませんので、指導し続けた農地でございます。</p> <p>委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案に対し、当番委員の報告による協議結果を意見と決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>挙手。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。萬代さん、手あげなかったけど、ええ。全員、賛成。よって議案第3号の2番、3番につきましては協議結果を附して市長の方に送付いたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
議長	<p>朗読。</p> <p>今回は1件で、2筆でございます。利用権設定は新規のみで面積は合計6771㎡、貸し手が1名、受け手が1名でございます。内訳は4ページ目以降に記載してございます。農業経営基盤強化促進法第18号第3項の要件、農用地の利用計画が基本計画、基本構想に適合する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
16番	<p>はい、ありがとうございます。地元推進員ならびに、農業委員さんよりこの申請についてご意見がございましたら、お願いいたします。●●。</p>
議長	<p>16番、岸ですが、●●さんからですね、この話を聞いてまして、●●地区はほとんど若い後継者が少ない。●●さんはまだ若いのでですね。●●さんをお願いすると話を聞いてましたんで、問題ないというふうに思います。</p> <p>はい、ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「は</p>

委員	<p>い」の声) それでは、採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは、議事順位第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを番号1から2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>番号1番、2番ともに、農地法第3条農地所有権移転申請のため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>以上報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。特に発言無いようでございますので、以上をもちまして、報告第1号を終わらせていただきます。よろしゅうございますね。(「はい」の声)</p> <p>それでは、議事順位第6 報告第2号 農地転用現況証明について、1から2までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。昭和48年に農地転用の許可を受けたが、登記されないまま宅地として現在も利用されている状況でございます。</p> <p>2件目。60年以上前より宅地の一部として利用されている状況でございます。18ページの写真の石垣の部分になります。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
16番	<p>16番、岸でございます。資料8の地図にありますように、●●これ●●●●号線とそれから主要道のこれも●●ですが●●●●線の交差点からちょっと●●よりも100m行くか、行かないかというところにあります。今、●●●●かな、●●●●の前にあり</p>

15番	<p>ました昔の●●●●の店舗、今は●●●●さんが使っておられますが、その敷地の中にある、もう宅地同然のところでございます。私もずっとこっち来てから見てますけど、こんなところに農地があるというのを全然知りませんがほとんど宅地ばかりと思っていました。美祢市は既にここを固定資産税を宅地の課税をしとるようでございます。ということで、現況はこうゆう状態であるという事を見ていただきまして、ご承認の方をよろしくお願いいたします。</p> <p>2番の方は馬屋原が引き続きいたします。17、18にありますようにですね、先程、3条申請の時に言ってました●●さんのお宅でございますが、宅地としてですね。もうすぐなりますけど、60年以上ですね前から使っておるということでございますが、よう壁といいますか、これ自体は最近ていいますか10年くらい前に作られたもんだろうというふうに思いますが、もう、家や敷地を見ますとですね、早くから宅地として使われているのは間違いないのは事実でございますし、現況証明で処理する事になんら異議問題はないというふうに思っております。以上でございます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、地元推進委員さんより何か補足説明ございましたらお願いいたします。
10番（推進委員）	推進委員の安永です。岸委員の言われた通り、農地法5条の申請も終わるので48年に終わったとここに書いてありますが、その一部を宅地ということで問題はないと思います。
2番（推進委員）	はい、2番の件ですが、推進委員の鮎川と申します。馬屋原委員さんのご説明の通り、現況写真の通り、もう既に住まれ長年宅地として利用されておりますので、なんら問題ないということで、ご審議の程お願いできたらと思います。
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと私の方から、苦言といいますか、補足をしておきます。60年前というのは、さすがにうそでございます。これは、表現がちょっとひどい。年月日不詳ぐらいだったらかわいいんですけど、ちょっと許可証を出す時には、年月日不詳ぐらいにしておいてください。というのがですね、なぜかと言いましたら、地籍調査が終わっております。いくらなんでも、地籍調査が60年も前に終わっているということはありませんし、使われてるブロックが、割ブロックといいまして、30年くらい前から流行したブロック・化粧板が使っておりますので、地籍調査直後くらいにそのブロックで作られての庭の一部になってるんじゃないかなというふうには思っております。委員の皆さんより、何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言無いようでございますので、以上で報告第2号を終わらせていただきます。それでは、その他の項に移りたいと思います。農業相談日の結果について、当番委員より報告をお願いいたします。</p>

1 番	<p>1 番の井上でございます。9 月 8 日の日に私と石田委員と俵委員とで相談を受けました。相談を受けた方は、●●●●さんとおっしゃいまして、●●●●の●●●●の方です。対象地につきましては、●●●●、●●●●さんの土地でございます。●●●●さんは娘さんでございます。田んぼは利用権の設定をしているんですが、家の前の田の草刈りをしているということで、これがどうかにならないかということでございました。利用権の内容につきまして確認をしたいと思います。それで、地元農業委員さんと耕作者と利用権設定内容を確認するというので、お答えをさせていただきました。それで、岸さんの方に地元委員さんの方に連絡をとって頂きまして、耕作者の方が今、農繁期でとても忙しいということで、それと相談者の●●●●さんが、そう急がなくてもいいということで、農繁期が終わり次第、双方と話を進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、委員のみなさんより、何か、ここで提案等ございましたらお願ひいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、ちょっと私の方から、1 点ほどみなさんの方にお断りをしたいことがあります。今年、異常に秋ウンカの活動が活発で、あちらの農地、こちらの農地、みんな真っ白になってるような状況が見受けられます。そうゆうふうな中で、私は受託で稲刈り等やって歩いておるんですが、最近ですね、もう、山本さん稲刈りしてもらうのも今年で最後です。こんなんじゃもうがっかりしてもう来年から作る気にないよって、言われる農家が何件も出てきてるんです。そうゆう中でやはり、そのような人たちの耕作意欲を、又来年も作ってみようかっていうふうになって頂くためにも何らかの対応が必要ではないかと、普通に述べて言えば共済組合が保障するからええじゃんというふうに言われますけれど、実は共済組合は、3 割足切り、しかも、評価をする田んぼには等級がございまして、等級によって、確か 1 等級が 6 0 0 k g じゃなかったかなというふうに思いますけれど、ぐらいから確か 3 0 等級ぐらいまでであると思います。1 0 k g ずつぐらい下がっていくんじゃなかったかなというふうに思っております。そうゆうふうな中で、その等級に合わせて 3 割ほどは足切りでまずカットします。それともうひとつ大変なのは、みなさんご存知じゃないと思うんですけど、坪刈りをしまして、粃摺りをしまして、網、要するに連選機、今、連選機とは言いませんけど、ライスグレーダーといいますけど、要するに選別をいたしまして、この選別の網目が確か私が聞いてた時は、1. 7 じゃなかったかなと思うんですけど、大きくても 1. 7 5 です。みなさんが普通今、使っておられるのが、1. 8 5 から 9. 0 だだと思います。これ量はもうみな下に落ちるようなくず米と俗に言われるような米もみな上に残るような網目でやります。ですから今年のコシヒカリかなり派手につぶれてますけれど、ほとんど網の上に米残りまして、昨年の収量とそんなに変わらない収量が出るのではないかというふうに思います。逆に言えば、共済は過度の保障はほとんど無いというふうに、少しお目つぶしの点があって、少し多くみてもらえれば、です、ですけれど、じゃない限りちょっと難しいかと。そうゆう中でこの会議が終わりましたらみなさんの総意ということで、市長の方に何らかの形で農家の方に援助してもらえないか、特にですね、大型農家て言いますか、</p>

	<p>法人関係については、私はそうでもないと思うんですけど、そう言えば悪いんですけど、小さなそれこそ昔から言ってる3反百姓っていいですか小規模な農家の方で、ほんとに今その方達がんばっておられるから、小さな家の前の水田が守っておられるような小さな農家の方に特にですね、何らかの援助の手を、辞めたいと思われるような方に援助の手を差し伸べていただくような、出来たら法人さんもありとあらゆる所に全てにといえいいんですけど、市の予算に限りがあると思いますので、出来ればなんとか援助してもらえないだろうかという申し入れをしたいと思っております。これについて、やっぱり辞めちよった方がええぞと言われる方については挙手を、推進委員の方も含めてして頂いたらというふうに思います。やってもいいんだったら挙手をしないでください。お願いします。</p> <p>それでは、やめにしましょう。行ってこいやといわれる方は挙手をよろしくお願いします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ほとんど全員だと思います。職務代理、そして第1部会、第2部会、副会長と後は事務局とで市長の方に申し入れして参ります。よろしく願います。それでは、中村の方から報告があります。どうぞ。</p>
事務局	<p>それでは、今日配布しております資料で、農地利用最適化推進策の改善に関する意見（報告様式）（案）、というのをご用意ください。これはですね、山口県農業会議の方から依頼がありまして、農業委員会法第38条と53条の方に農業委員の活動を通じていただいた意見を提出するというのがございます。昔で言うと、建議というのがありました。それが廃止されて、農業委員会の38条になったわけです。それで、今回委員の改選がありまして、両部会で本来なら取りまとめてもらうつもりでしたが、時間がとれませんでしたので委員の改選前に農業振興部会の方で意見をとりまとめまして総会終了後に美祢市長の方に提出いたしました。でその意見というのが今の報告様式の次のページに付けております。これは市長の方に意見を提出したわけでございます。それプラス今回私の思いもありまして付け加えまして農業振興部会長さん副会長さんでこの報告様式を別紙の通りとりまとめました。意見参照でこの後ろに書いてあるのはこの市長に対して、提言したものをかいつまんで書いております。それで、2の国の施策等への意見改善、①こういうのが私の思いとそして推進部会さんと考えてまとめました。農業委員会制度は前回ですが途中で委員さんがお亡くなりになられて、すぐ補充することはできませんでした。それはなぜかという議会での同意が得られないとできないということでございましたので、すみやかに対応できないのでここを、このへんは改善したらいいのじゃないかというのを提案いたしました。その他、4番目のその他の意見としてみなさんご存知かどうかわかりませんが、全国農地ナビというのがありまして、それは本来なら確かに耕作放棄地があげてあって、次の方に利用権設定なり、こういう所が空いてるからと、利用権設定をする為の</p>

	<p>ものなんですけど、太陽光発電の設置の為にいろいろ利用されておりますんでこれちょっと提案したいと思います。2番3番4番目も見て頂きたいと思いますが、2番目は農業委員会法にいろいろ今あります、農地法とか中間管理機構、農業経営基盤法、いろいろありまして、農業委員会なかなかよく法律が難しくなっております。それで、農業委員会として、農地法に特化した業務にして考えていきたいなと考えております。それと3番目ですが、機構を通じて農地を貸した場合、貸した方には恩恵があるんですけど、それを受けた方の担い手側さんの方には、恩恵はありませんので、これも同じくらい固定資産税の軽減があるようにしたらいいんじゃないかと考えております。そして、最後4番目ですが、利用状況調査、農地パトロール、終わった所もありますが、今からやる所もあると思います。それで、圃場整備されたところでも、荒廃化が進んでおるところはあろうかと思っております。そうゆう所は非農地通知ができませんので、これもなんとか非農地判断ができるように検討すべきと考えております。それをこれをですね、美祢市農業委員会の意見として、山口県の農業会議の方に提出したいと考えておりますのでみなさんの方でご了解していただきたいと思っております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かこの件につきましてご意見ございましたらお願いします。</p>
議長	<p>また、何かいろいろありましたら、どんどん、事務局なり、副会長の方にも言って頂いたら、みんなでいろいろとりまとめられると思います。今回につきましては、日にちがございましたので、みなさんにご迷惑かと思っておりますけれど、こうゆうな形で県の方に要望書として提出を、18日までですので、出させていただきますと思います。よろしく願いいたします。それからですね、今度はもう全然そんなに難しい話ではなくて、みなさんに嬉しい話なんですけど、先月、前回の総会の時に私が発言しました、これが持続化支援金のこれだけありますよという資料です。私がコピーしましたんでうまくできてないかもわかりませんが1ページ目は法人向けです。ただ、農協さん、森林組合さんそれから、いろんな営農組合法人さん全て対象になります。よくいわれてるのが施設園芸の方は大変だろうけれど、農業なり、農林業なりですね、普通の一般、米、麦を作っておられる農家、法人については、100%供給されるというふうに言われております。3ページ目、1枚めくっていただいたところに個人向けのやつがございます。個人で農業経営をしておられる方もかなりの確率で100万円ほどは給付されます。貸付ではございませんので給付です。ですので頂けますので、そのへんについてはこれをよく読まれて、分からない時にはどっかこれを説明してくれる人といいますか支援してくれる人、ぼくは農業委員会の方でも考えたいなどはぼくは思っているんですけど、その辺については、今右から左どうこうというのはちょっと難しいんでちょっと勘弁して欲しいんですけど、申請に間に合うように努力はしたいと思っております。それともうひとつはお願いが、こうゆうのがあるよということを周りの農家の方やいろんな方に周知してほしいなとゆうふうに思っております。それと5ページ目に家賃支援給付金というのがございます。家賃支援というのは家を借りてるのだけではございません。農地</p>

<p>事務局</p>	<p>を有料で賃貸しておられる要するに課徴を払っておられる方については年間の支払額の総額の1/2を支援しますよという制度でございます。ですから、よく言われるのは、これは物納で現物で払っとるんで言われますけど、現物で払っておられる方は自分が販売されてる米の価格の平均的な金額で物納の金額出していただいたらいいんじゃないか。私に言わせれば安くても60kg、15000円、高い方でやはり、20000円とかいうふうな金額が出てくるんじゃないかなというふうには思いますけれど、そのへんについてはみなさんの心の中にやましいな、俺いやじゃなと思われぬ程度の数字で計算をされて数字を出していただければいいんじゃないかなというふうに思います。それで、裏表ですけどここまではですね家賃の前までは裏表に申請の方法、それで、内容とが書いてありますので裏表組になっております、その次はちょっと家賃の申請のあれじゃございません。農家組合のみなさんへ、これJAの方からの補助金です。確か、150万、単独申請で150万、グループ申請1500万までの補助金ができますよということなんですけれど、これについては私、あまり自分自身が調べてませんので、これ以上のことは言えないんですけど、今2回目の9月からの受付がどうも始まっているようでございます。農協の方にご確認をして頂いたらというふうに思います。それと先月の総会の時に私はというんで、うちの●●●●につきましてはもうすでに、200万円頂きました。そして●●●●てゆう私個人の会社があるんですが、こちらは、100万頂きました。法人の方と私の方足したら300万でお前ええのと思われる方おられるかもしれませんが、300万じゃない私は100万しかもらってません。片方は会社ですから、私自由になるお金じゃございませんので、その辺は申し添えておきますけれど、申請ができればこれはきちんともらえます。商売しておられる方はどうも商工会議所が商工会がどうもバックアップして申請をどうもお手伝いしてくれてるように聞いております。だから、商売しておられる方ほとんどの方もいましたよという話を聞いております。是非、パソコン等に強い子供さん等いらっしゃいましたら、その辺についても周り相談しながら頑張ってもらえれば、この大変な時期に少しの余力が出来るんじゃないかなというふうに思いますのでこうゆうのをコピーしてみなさんの方にお配りした次第でございます。</p> <p>他に事務局の方から、今後の日程等について。</p> <p>はい。それでは、今日配布しております資料等ご説明いたします。カラーの冊子刷りの方でたくさん資料配布しております。これは農業会議の方から配布の依頼がありまして、前回なられる時に農業会議を呼んで研修会をしたと思います。それに付け加えまして、全部これ説明すれば一番いいんですけど、なかなかそれもできませんので、帰られて農業相談とかあった時に目を通して頂いて、こうゆうのがあったな、そうした時に見られたのが一番納得がいくのじゃないかと思っておりますので、その時に開いて目を通して頂きたいと思っております。それから、取扱い注意令和3年3月31日利用権満了対象リスト（案）というのを別に配布、今日お配りしております。これは今農業委員さんのみしか今配っておりません。これは来年3月に利用権設定をしてもらうリストでございまして、10月の総会に農地流動化推進協議会で使用したいと思っております。その時にこのリストの担当委員さんを割り振らなければ、</p>
------------	--

	<p>任期満了しますという更新の通知、通知文書発送できませんので、農業委員さんと推進委員さん一緒になってその地区全体になって包括して頂いて、担当委員さんを決めて頂きたいと思います。それで、割り振りの仕方なんですけど、従来であれば属地主義と言いまして土地のある所で割り振っておりました。今年は属人主義でちょっとやってみましたら、どうもなかなかちょっと難しいのかなというのがありまして、貸し手さんのあるところで割り振りをしております。だから、申請人、土地の所有者さんの方で今割り振りをしておりますので、最近ちょっと、出作といいますか、なかなか申し出がいろんな地区に散らばっておまして、全然この更新作業する時になかなかちょっとそのところがわからないということが多々ありまして、難しいのかなと感じておりました。それで担当地区の委員さんの所であれば、わかりやすいのかなと思って、今回申し出人、土地の所有者さんの住所地の方で、割り振りをちょっとやってみたいと思います。もし、元のやり方の方がいいとなれば、また属地主義に戻したいと思いますので、このリストを今農業委員さんしか配っていませんが農業委員さん主導でこのリスト、誰が、これは農業委員さん、これは推進委員さんでやってもらうように双方で割り振りしていただきたいと思います。もし、今日、農業委員さん、そして推進委員さんがお休みで、ちょっと調整できないようであれば、今月いっぱいまでに調整して、事務局の方に提出していただきたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>それでは、私から1件。今回ですね、この農業委員会の手引きという冊子を作成しまして、各申請の流れだとか、この申請にはこの処理が必要ですかというふうなものを簡単にちょっとまとめて作ってみました。それでですね、先月の総会で言われた現況証明の交付基準を資料の16ページ、17ページの方に付けています。今後の業務の参考にされて下さい。以上です。</p>
事務局	<p>それでは、もう時間もだいぶ過ぎていきますけど、最後に私から1点ほど。第8回の全体総会の時も申しましたけど、全国農業新聞についてなんですけど、美祢市農業委員会、7月20日から新体制なっていますけど、新たに委員さんになられた方、推進委員さんになられた方でまだ購読されてない方、もしくは引き続き委員さん推進委員さんやられてますけど購読されてない方、是非申込みを頂きたいと思うんですけど、事務局の方が申込みを取りまとめをする関係上ですね、未だ1件もできてないというのが現状でございます。全国農業新聞をのみならず市民の方に広めて行くのもみなさんの重要なお仕事かと思っておりますので、まずをもってご自身で購読されることをお勧めしたいと思います。決して強要ではございませんので。申し添えます。実はですね、県の農業会議からもですね、そういう調査というのがありまして、今月末で報告しなければいけないんですけど、現農業委員さん推進委員さんの購読状況とかですね、そういう調査が入ったりするんですけど、是非お願いできたらと思います。新聞については以上でございますが、最後に今後の日程という1枚紙をご用意してますのでご説明します。次会10月の総会、第11回の総会は10月の16日、金曜日、午後2時から、場所はここ、美祢市民会館2階の大会議室で行います。次に、農業相談日ですが、10月の13日、火曜</p>

	<p>日、時間は9時から11時半まで、美祢地区は伊藤新司さん美東地区が岸英法さん秋芳地区が前田耕次さんがご担当でございます。現地調査につきましては、実施日は10月の7日、水曜日、時間は9時から16時まで、件数によっては午前中で終わる可能性もあります。担当委員さんは中野委員さん、伊藤新司委員さんのお二人でございます。集合場所は8時50分に農業委員会事務局の方へお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>終わりたいと思いますけれど、私から一言。全国農業新聞については、みなさんが広げなければいけない立場にあります。局長は強制ではありませんと言いましたけども。みなさんがとっていただけなくても私は別にそれはどうかは言いませんけれど、とらないというのであればかなりの決意があると思いますのでその決意でとらない人は3分ほどでいいですから、外にいらして頂けたらというふうをお願いいたします。よろしくお願いいたします。実は私、先月3部ほど増やしたんです。去年は1部も増やせませんでしたけど、それなりにいけば、声をかければ、とって頂ける新聞ですので、是非、よろしく願います。それともうひとつこれお願いなんですけど、昔、ある農業委員さんがいらっしゃいまして、すごい増やされるんですよ。悪いけど1ヶ月でええけとってくれとか、これだけはやって欲しくない。最低でも3ヶ月、6ヶ月くらいの購読はして欲しいなど、てゆうのは、手続きをするのものすごく手間がかかるのに、その手間をかけて手続きをしてまた1ヶ月後にまた中止の手続きをしなきゃいけないという事務局の事務量についてもみなさんの方も考えて、協力いただけたらいうふうに私は思っております。よろしくお願いいたします。それでは、終わりにします。</p>
事務局	<p>号令。</p>

午後 3 時 3 0 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和 2 年 9 月 1 6 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

